

介護給付費等の過誤調整について

1 過誤とは

既に支払済の請求情報に誤りがあった場合に、事業所から保険者に申立をして、給付実績を取り下げることです。

2 過誤調整の流れ

基本的には通常過誤で申請することとし、過誤調整の金額が大きく運営に支障があると判断される場合は同月過誤にて申請ください。

①事業所から佐賀中部広域連合給付課に「介護給付費等過誤連絡票」と「介護給付費明細書」の正と誤を提出します。

(受付締切毎月15日。16日以降の受付分は、翌月の取り扱いとなります。)

②翌月初め、国民健康保険団体連合会から送付される「介護給付費過誤決定通知書」により過誤取り下げを確認します。月末に事業所に支払われる金額から過誤取下げ額が差し引かれます。

③過誤取り下げを確認した後、1日から10日までに事業所から国民健康保険団体連合会に再請求します。

④再請求した月の翌月に再請求額が事業所に支払われます。

※同月過誤の場合は、②の月末の過誤取り下げ額が差し引かれずに④の再請求の振込の際に差し引かれます。

3 注意事項

①1件の介護給付費明細書で通所介護と訪問介護等サービスが複数ある場合、同じ介護給付費明細書に記載されているすべてのサービスが取り下げとなります。再請求のときは、取り下げたすべてのサービスを請求してください。

②過誤取下げ額が、通常の請求分より大きいとき、事業所への支払額がマイナスになります。この場合、国民健康保険団体連合会から事業所にマイナス分の請求がありますので、指定日までに国民健康保険団体連合会に支払っていただくことになります。